

# 緊急全国都道府県代表者会議

## 基調報告

1994年12月23日

日本被団協事務局長 齊藤義雄

はじめに

12月9日、第131国会で、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」が成立しました。

日本被団協は長年にわたって被爆者援護法を要求し、運動してきましたが、この原爆被爆者援護法は、私たちがもっとも重視した国家補償にもとづくものとはなりませんでした。

ともかく援護法ができてよかった、という人や、特別葬祭給付金が、遺族への新たな差別・分断を持ち込んだと憤慨する被爆者、そんな特別葬祭給付金など貰えるかと憤る声や、こんな法律だったら年明けの被爆50周年まで法案審議を持ち越した方がよかったなど、いろいろ異なった意見や声が出されています。

日本被団協は、緊急に開いた代表理事会での検討をへて、原爆被爆者援護法が制定された日、声明を発表しました。

これでは、まず、歴代の自民党政府がかたくなに拒んできた被爆者援護法が制定できたのは、「被爆50周年には何としても援護法の制定を」という、圧倒的多数の国民世論と、全国の被爆者の願いと、被爆者とともに運動をすすめてきた広範な人びとの尽力によるものだと、感謝をのべています。

しかし、この援護法には被爆者が悲願としてきた、「原爆被害への国家補償」の立場も、すべての原爆死没者・遺族への特別給付金(弔慰金)の支給も、すべての被爆者への被爆者年金も盛り込まれず、遺憾の意を表明しました。制定された援護法の基本的な考え方は、「特殊な」「健康障害」をもつ生存被爆者対策にとどまり、このため、新制度として設けられた「特別葬祭給付金」も原爆投下時まで廻りながら、同じ原爆による犠牲者であるにも拘らず、被爆者でない遺族には給付されないという差別が持ち込まれました。したがって、声明では、政府与党が「国家補償」を拒否したことに対して、強く抗議をしたところ です。

同時に、援護法には現行施策の改善と、現行制度の枠を超える前進面があることも事実です。

## 1) 被爆者援護法制定の前進面と問題点について

今後の運動をすすめるためにも、援護法の問題点とともに、前進面をはっきりさせ、運動の確信にしていくことが重要だと考えます。

第1に、自民党が「国家補償」はもとより、「被爆者援護法」という名称の法律制定にさえに一貫して頑強に反対してきたなかで、被爆50周年を目前にして援護法が制定されたという政治的意義は大きいものです。

被爆45周年国民運動を展開した以降だけをみても、2度にわたった参議院可決の「国家補償による被爆者援護法案」は、当時の野党6会派共同提案によるものであり、いずれも自民党のみの反対を振りきっての可決であり、自民党が多数をしめていた衆議院では、廃案にされました。

今夏、国民世論と運動の急速な高まりのもとで、自民党は9月30日の社会部会において、「現行二法の一本化」をしての新法の名称を、「原子爆弾被爆者保健福祉援護法」とすることを検討しています。名称にあえて「保健福祉」を加え、あくまで現行二法の枠組みに限定させる立場に固執した経過をみても、「被爆者援護法」として制定されたことは、運動の反映としてみることができます。

また、「国の責任」というあいまいな表現を取り入れたことは、「国家補償」の要求を頭から否定できなかった結果でもあります。

平成7年度被爆者対策の政府予算案が出されておりますが、総額1,591億円であり、140億円増(109.6%)となっております。新設の特別葬祭給付金は77億円です。

第2に、日本被団協が改善要求として出してきた、被爆時までの葬祭料の遡及が、特別葬祭給付金として、援護法の新しい制度として実現したことです。この適用範囲を原爆投下時まで広げたことは、特別に重要な意義のあることです。これまでの現行二法の基本的性格は、「放射線による健康障害」への対策であり、そのために、原爆の最大の犠牲者である死没者への対策は除外され、したがって、原爆医療法制定の昭和32年以前は、国の被爆者対策は全くの空白でした。今回、特別葬祭給付金の支給によって、原爆投下時まで遡って対策が行なわれるようになったことは、今後において国家補償の根幹にかかわる死没

者対策を確立させる意味からも意義あることです。これまでの葬祭料になかった「遺族」を制度に位置づけたことの意義も大きいものがあります。自民党は、これまで遺族は原爆放射線を被爆したわけでもなく被爆者対策と関係がない、とまでいいきっていました。

同時に、特別葬祭給付金は、政府・与党が、国家補償を否定し、一般戦災者との均衡論から生存者対策に固執した結果、遺族を差別するという、道理のない制度となっており、この点で多くの被爆者と遺族からの怒りをよんでいます。すべての死没者・遺族への国家補償による弔慰金制度を創設する以外に、根本的解決の道がないことは明らかです。

なお、施策の内容としては、原爆投下時から昭和44年3月31日以前(昭和44年4月1日から昭和49年9月30日までの間の一般手帳所持者)に亡くなった原爆死没者の遺族で、被爆者手帳を持っている者全員に、遺族一人につき一律10万円を2年償還の国債で支給するというもので、遺族の範囲(二親等)は、死没者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹となっています。

第3に、政府がこれまで「国家補償になるからできない」と頑強に拒んできた諸手当の所得制限を撤廃させたことです。これまで、所得制限にひっかかる人は、全被爆者の1%であり、その数は約2,700人で、撤廃による経費は約8億円といわれていたものです。今回、所得制限撤廃によって、特別手当と保健手当(定額分)は、実質的に年金化されることになりました。また、手当受給者が、毎年出していた、所得税額届が不必要になります。

第4に、都道府県の相談事業や、原爆犠牲者への国の追悼事業、被爆者への福祉事業が法定化され、充実されることなどです。

## 2) 国民運動をどうすすめてきたか

10月4日、5日に開催された全国都道府県代表者会議以降、私たちは10月6日の中央行動をはじめ、10月25日、11月25日の首都圏代表による中央行動や、国会審議の傍聴行動、11月中央大行動にとりくみました。とくに11月8、9、10の3日間展開された中央行動には延べ1,800人が参加し、9日のネットワーク主催の集会、国会請願デモなど大きく盛り上がり、これらの行動のなかで援護法の国会請願署名は1,000万を越し、衆議院議員の賛同署名が新たに10数人から寄せられました。(詳細は新聞「被団協」参照)

声明でもふれていますが、11月2日に与党・戦後50年問題プロジェクトチー

ムに対し、政府「調整案」が提示され、「国家補償」にかえての「国の責任」というあいまいな表現が明らかにされて以来、改めて「国家補償の被爆者援護法」を求める声が、被爆地、広島、長崎はもちろん、全国各地から起こりました。11月大行動の初日に開催された、代表理事会でも見解を発表し、国家補償を強く訴えました。

一方、11月22日、政府案が国会に提出された後、衆参両院厚生委員会や、広島、長崎の地方公聴会で、それぞれ参考人および公述人の意見陳述が行なわれましたが、これに伊東壯、伊藤サカエ両代表委員、山田拓民代表理事、岩佐幹三専門委員、東友会田川時彦副会長、横川嘉範事務局長らが被爆体験をもとに、ふたたび被爆者をつくらない国の証として、法案への国家補償の銘記を強く訴え、また、死没者と遺族への差別を改め、すべての遺族への弔慰金、すべての被爆者に被爆者年金の制度創設をとそれぞれ訴えました。

国会では、改革案（国家補償的配慮）と、共産党の修正案（国家補償）が否決され、不十分な国会審議のうえ、12月9日、政府案の被爆者援護法が成立しました。

日本被団協は当日、記者会見で「声明」を発表し、被爆50周年をめざす国民運動のなかでひきつづき、援護法に核兵器のない世界をつくる大切な、一石にしていくために、国家補償を銘記させる改正要求をかかげて運動することの決意を宣言しました。

### 3) 今後どのように運動をすすめるか

長年にわたる日本被団協をはじめ、広範な国民運動によって、「国家補償」の課題を残したとはいえ、被爆者援護法の制定を実現させることができました。この間の運動によって、「被爆者援護法は国家補償で」という要求への国民的理解と支持が、かつてなく広がっていることに、私たちは確信を持つものです。

私たちが願っている「国家補償の援護法」とは、国際法違反の原爆投下による惨禍をもたらした国の戦争責任を認め、その被害を償うという「国家補償の精神に基づき」、すべての被爆者と、すべての死没者を対象に、被爆者年金と特別給付金（弔慰金）を支給する制度をつくることを柱にしているものです。

原爆被害の実相、被爆者の願いと要求、そして基本懇の「戦争犠牲の受忍」政策にみられるように、国家補償の否定が原爆被害、戦争被害を国民に押しつける姿勢であることを広く知らせ、大きな世論と運動を築きましょう。

いよいよ被爆50周年の幕開けです。人類史的課題であり、原爆被害者の基本要求「核戦争起こすな・核兵器なくせ、国家補償の被爆者援護法に」をめざし、

次の諸課題をかかげて努力と運動をつづけます。

- 1 原爆被害者への国家補償の実現のために
  - (1) 制定された被爆者援護法を、ふたたび被爆者をつくらないとの決意をこめた国家補償の被爆者援護法へ改正。
  - (2) すべての原爆死没者の遺族に特別給付金（弔慰金）の支給。
  - (3) 被爆者の健康管理と治療・療養をすべて国の責任で行なう。
  - (4) 被爆者全員に被爆者年金の支給。障害をもつものには加算支給。
  - (5) 外国在住被爆者（日本人、外国人を含む）に、在日被爆者と同じ制度の適用。
- 2 核兵器ゼロ実現のために
  - (1) 被爆体験の「聞き書き・語り残し」運動と被爆の実相普及。
  - (2) 核兵器国際協定締結を求める世論づくり。
  - (3) 「核兵器は違法」の世論づくり。

以上